

使用済小型電子機械器具等の再資源化の促進に関する法律施行令参照条文

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）（抄）	1
特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）	3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）	4
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）	5
公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）	5
公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）	6
経済産業省組織令（平成十二年政令二百五十四号）（抄）	6

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されず、に廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次号及び第十条第三項第一号において同じ。）となつた場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となつた場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。
- 3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の全部として利用することができる状態にすることをいう。

（再資源化事業計画の認定）

第十条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第一号において「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 （略）

- 二 申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項第四号において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 三 申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 四・五 （略）
- 六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
- 七・十 （略）
- 三 主務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 三 （略）
 - 四 申請者及び前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者
 - ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ 次条第四項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消の日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）
 - 二 （略）
 - ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ト （略）

（再資源化事業計画の変更等）

第十一条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。
一 認定事業者（前条第三項の認定に係る再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に記載された同条第二項第六号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。）が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき。

二 四（略）
5（略）

（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）

第十三条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第一項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2 認定事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。）を認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 七（略）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）（抄）

（特定家庭用機器）

第一条 特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 ユニット形エアコンデyshoナー（ウインド形エアコンデyshoナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンデyshoナーに限る。）
- 二 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
イ ブラウン管式のもの
ロ 液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができ、るように設計したものを除く。）及びプラズマ式のもの
- 三 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 四 電気洗濯機及び衣類乾燥機

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）
- 5・6 （略）

（事業者の処理）

第十二条 （略）

2・5 （略）

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 第六条の十二第一号の規定による承諾をしたときは、同号に規定する書面の写しをその承諾をした日から環境省令で定める期間保存すること。

（産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準）

第六条の十二 法第十四条第十六項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しよ
うとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）
及び当該委託が第六条の二第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委
託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けている
こと。

二 四 (略)

公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、
身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む）。

次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分が前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4
（略）

別表（第二条関係）

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）
- 五 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）
- 七 個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体への保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 〃 四百三十（略）
- 四百三十一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）
- 四百三十二 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）

(産業技術環境局の所掌事務)

第七条 産業技術環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括にすること。
- 二 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価にすること。
- 三 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する調査にすること。
- 四 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する総合的な調査にすること。
- 五 民間における技術の開発に係る環境の整備にすること(特許庁の所掌に属するものを除く。)
- 六 鉱工業の科学技術に関する総合的な政策にすること。
- 七 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及にすること。
- 八 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備にすること
- 九 前三号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達、改善及び調整にすること。
- 十 経済産業省の所掌に係る基準・認証制度(技術上の基準及び当該基準に対する適合性の確認に関する手続を定めた制度をいう。以下同じ。)に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十一 工業標準の整備及び普及その他の工業標準化にすること。
- 十二 計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保にすること(資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。)
- 十三 地質の調査及びこれに関連する業務を行うこと。
- 十四 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十五 経済産業省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十六 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括にすること。
- 十七 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十八 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十九 経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 二十 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の施行にすること。

- 二十一 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の施行に関すること。
- 二十二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関すること。
- 二十三 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に関すること。
- 二十四 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）の施行に関すること（輸出入移動書類（同法第五条第一項に規定する輸出移動書類をいう。以下同じ。）及び輸入移動書類（同法第九条第一項に規定する輸入移動書類をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）。
- 二十五 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の施行に関すること（資源エネルギー庁、中小企業庁及び製造産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）の施行に関すること。
- 二十七 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の施行に関すること。
- 二十八 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関すること。
- 二十九 独立行政法人産業技術総合研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 三十 独立行政法人製品評価技術基盤機構の組織及び運営一般に関すること。
- 三十一 計量行政審議会の庶務に関すること。

（リサイクル推進課の所掌事務）

- 第六十五条 リサイクル推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 経済産業省の所掌事務に係るリサイクルの推進その他資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - 二 資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に関すること。
 - 三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関すること。
 - 四 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の施行に関すること。